

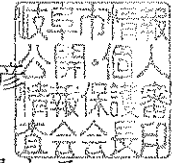


H23-6

岐阜市行政第318号
平成23年12月19日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年10月16日付け岐阜市ま開第103号で諮問のあった岐阜市長が行った一部承諾処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成18年8月2日付け岐阜市ま開第34号による保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年8月2日付け岐阜市ま開第34号による保有個人情報開示等請求諾否決定通知書（以下「決定通知書」という。）記載の処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

(1) 「あっせん申出書について」（通知書）の決裁書類を確認したところ、今回開示された書類は、まちづくり推進部長までの決裁書類しか含まれていなかった。

岐阜市事務決裁規則（昭和46年岐阜市規則第32号。以下「規則」という。）第3条の2には、市長決裁事項として「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」と規定されているため、岐阜市長の決裁関係書類の開示を求める。

(2) 開示された文書の内、「※あっせん申出者一覧」を確認したところ、異議申立人の氏名があり、電話番号が記載されているが、住所欄には、異議申立人の住所以外の住所が記載されている。

岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成17年岐阜市規則第60号）第9条の様式第6号には、申出人の「住所、氏名、電話番号」を記載するように規定されており、その「住所」は非常に意味のある事項である。

つまり、開示された情報が、間違いなく異議申立人のものであると断定できるか否かについて慎重に審査をしてほしい。

(3) 開示された文書の内「(案)あっせん申出書について」を確認したところ、「平成18年7月1日付けで提出されました」という記載があった。申出者41名が全て同じ日付で提出しない限り、「あっせん申出書について」の(案)は1つとはならない。

つまり、今回の開示については、起案文書の別添の「(案の1)」「(案の2)」等が不足していると考えられるので、残りの関係書類の開示を求める。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 規則第3条の2第12号の規定において「あっせん」に関することは市長決裁とされているが、同号の規定は、市長が当事者であるものについて適用する運用をしている。開示したあっせん申出書についての決裁については、規則別表第1の共通専決事項「一般に関する事項」の表の「申請及び届出の受理及び実施」の「簡易なもの」に該当することから部長専決事項となり、開示した部長専決以外の公文書は存在しない。

なお、規則第3条の2第12号は平成19年に改正されており、「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」という文言は「市等がその当事者である訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」に改められた。

- 2 開示されたあっせん申出者一覧の異議申立人の住所には、異議申立人の住所とは異なる住所が記載されているが、実施機関の担当者が作成したこの文書には、申出者の住所、氏名及び電話番号が記載してあり、担当者が誤って異議申立人の住所を記載したことは明らかである。また、第三者の情報は開示していないし、異議申立人の個人情報も開示していない。

- 3 実施機関は、異議申立人が41人分のあっせん申出書を持参してきたので、内容を確認したところ、すべて同じ文書であったため、提出日付については十分な確認をせず同日付けとしてあっせんの申出に対する処理を行った。このため、当該決裁文書には、41人分のあっせん申出書の原本が添付されており、他の決裁文書は、存在しない。

なお、確認したところ、あっせん申出書41名分のうち3名分が7月2日付けとなっていたため不適切な通知文であることから対応を検討したが、当該「あっせん申出書について」が行政処分でないこと及び7月2日付けの申出者に対して「申出事項があっせんの対象とならない」旨は伝わっていることから再通知の必要性を認めなかった。

第4 当審査会の判断

- 1 あっせんに関する市長決裁の文書が存在するはずであるという主張について

異議申立人は、規則第3条の2第12号に基づきあっせんに関する市長決裁の文書が存在するはずであるから開示すべきである旨主張するので、この点について判断する。

規則第3条の2第12号には市長決裁事項として「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」と規定されており、規定を文言どおり解釈するとあっせんに関するものとして市長決裁の文書が存在すると読み取ることも可能である。

しかし、実施機関によれば、規則第3条の2第12号の規定は、市長が当

事者であるものについて適用する運用をしているとのことであり、平成19年の規則改正によって同条項に「市等がその当事者である」との文言が追加されたことに鑑みると、実施機関が上記の運用をしていたものと推測できる。

以上から、異議申立人が開示を求めるあっせんに関する市長決裁の文書の存在をうかがわせる事情があるとは認められず、本件処分は妥当である。

2 開示された文書は異議申立人に対して正式に開示された情報ではないとの主張について

この点について、異議申立人は、あっせん申出者一覧に記載された異議申立人の欄の住所には、異議申立人以外の住所が記載されているため、異議申立人に対し正式に開示された情報であるとは言えない旨主張する。

確かに、異議申立人に開示されたあっせん申出者一覧には、実際の異議申立人の住所とは異なる地番が記載されている。

しかし、あっせん申出者一覧は、実施機関の担当者があっせん申出書に基づいて作成したものであること、開示された欄の地番以外の住所、氏名及び電話番号が異議申立人のものと一致していること、あっせん申出者一覧の他の箇所には異議申立人に関する情報が記載されていないことから、担当者があっせん申出者一覧を作成する際に、異議申立人の住所を誤って記載したものと推測できる。

以上から、本件処分により開示されたあっせん申出書一覧の情報は、異議申立人本人に関するものと認められる。

3 「あっせん申出書について」の文書は平成18年7月1日以外の日付が記載された別の案が存在するはずであるとの主張について

異議申立人は、開示された「あっせん申出書について」の案文中に「平成18年7月1日付けで提出されました」という記載があるが、あっせんの申出を行った41名がすべて同じ日付で提出しない限り、「あっせん申出書について」の案文は他にも存在するはずであり、それらの文書を開示するよう求めている。

実施機関の認めるところによると、あっせん申出者41名のうち3名の者が平成18年7月2日付けであっせん申出書を提出しているとのことであり、実施機関が日付を十分確認していた場合、別の案文を作成した可能性は考えられる。

しかし、実施機関の陳述によれば、異議申立人が41人分のあっせん申出書を持参してきたので、内容を確認したところ、すべて同じ文書であったため、提出の日付については十分な確認をせず同日付けとしてあっせんの申出に対する処理を行ったとのことである。審査会において当該決裁文書及びあっせん申出書の原本綴りを確認したところ、当該決裁文書に41人分のあっせん申出書の原本が添付されており、他の決裁文書は確認できなかった。

また、実施機関は、「あっせん申出書について」の文書が行政処分でないこと及び7月2日付けであっせん申出書を提出した申出者に対して「申出事項があっせんの対象とならない」旨は伝わっていることから再通知の必要性を認めなかったとの理由で、当該申出者に対して改めて通知文を送付することはしていない。

以上から、平成18年7月1日の日付が記載された案以外の案文の存在をうかがわせる事情があるとは認められず、本件処分は妥当である。

4 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、2回に渡り意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかったため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	7月21日	保有個人情報開示請求
	8月2日	実施機関の一部承諾決定
	9月26日	異議申立て
	10月16日	諮問
	12月15日	陳述書提出
平成23年	10月17日	異議申立人に陳述書の写しを送付
	11月28日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	12月19日	審査会開催。答申